

令和3年5月12日

[新規]

[教委要綱第1号]

石川町立歴史民俗資料館整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 石川町立歴史民俗資料館設置条例（昭和49年3月25日条例第10号）

第2条に規定する石川町立歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の整備にあたり、施設整備に関する基本構想及び基本計画の策定、その他必要な事項を検討するため、石川町立歴史民俗資料館整備検討委員会（以下「委員会」という。）を石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に定める内容を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか資料館の整備に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元有識者
- (3) 各種団体の代表者又は推薦者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選により決定するものとする。

2 委員長は委員会を総括し、委員会の会議の議長となる。

3 委員会に副委員長を置くこととし、委員長が指名する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命の後、最初に開かれる会議は教育長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。